

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間の利用について適用される尾張広域緑道の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和8年3月24日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分		単位	使用料の額	承認料金	
				(単位:円)	(単位:円)	
体育室 使用料	専用利用		2時間につき	600	630	
			4時間につき	1,200	1,250	
			8時間につき	1,800	1,880	
トレーニング施設 使用料	一般利用		1人4時間につき	200	200	
	個人利用		1人4時間につき	200	200	
体育館 使用料	専用利用	回数券	1人4時間につき (11回分)	200 (2,200)	2,000	
			全部利用	2時間につき	1,800	1,880
				4時間につき	3,600	3,770
		8時間につき		5,600	5,650	
		2分の1利用	2時間につき	600	630	
			4時間につき	1,200	1,250	
			8時間につき	1,800	1,880	
		8分の1利用	2時間につき	300	320	
			4時間につき	600	630	
			8時間につき	900	950	
		一般利用		1人4時間につき	200	200
	遊戯用自転車 使用料			1人30分につき	150	150

※ ただし、回数券は11回分を1セットで購入した者に限る。